

甲府市家庭用指定ごみ袋及び指定ごみ袋用外袋への広告掲載要領

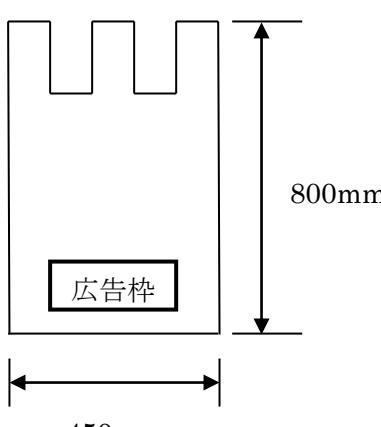
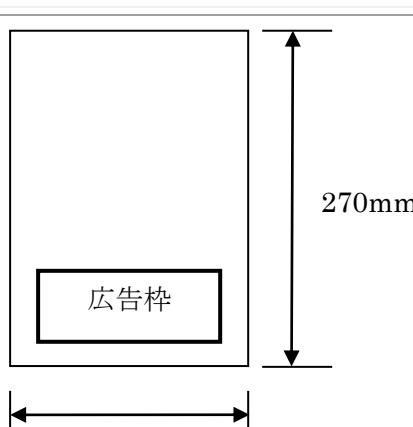
(趣旨)

第1 この要領は、甲府市広告掲載要綱（平成19年12月要綱企第7号。以下「要綱」という。）及び甲府市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に基づき、甲府市家庭用指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）及び指定ごみ袋用外袋（以下「外袋」という。）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2 広告の掲載位置、規格等は以下のとおりとする。

- (1) 広告は、指定ごみ袋1,000,000枚とその外袋（指定ごみ袋10枚入り）100,000枚を1組とし、その両方に掲載可とするが、指定ごみ袋のみ又は外袋のみの掲載も可とする。但し両方に掲載する場合は、広告は同一の掲載者のものとし、いずれか一方のみに掲載する場合は、もう片方へは他者の広告は掲載しない。
- (2) 表示の色は単色で、ごみ袋の文字の色と同一のものとする。

| 広告掲載の対象 | 広告掲載位置 | 広告の規格 |
|-----------------------------------|--|---------------|
| ①指定ごみ袋 (もえるごみ及び もえないごみ用45ℓ) |  | 縦130mm×横275mm |
| ②外袋 (もえるごみ及び もえないごみ用45ℓ) |  | 縦80mm×横170mm |

(広告掲載料)

第3 広告の掲載料は、次の表に定めるとおりとする。

| | | |
|------|---|--|
| 掲載方法 | 指定ごみ袋1,000,000枚と外袋(指定ごみ袋10枚入り) 100,000枚を1組とし、その両方に掲載 | 外袋のみ(100,000枚)又は 指定ごみ袋のみ(1,000,000枚)に掲載 |
| 掲載料 | 100,000円 | 50,000円 |

2 前項の掲載料は、指定ごみ袋の販売を市内全域を対象とした場合に適用し、販売地域を分割する場合は、その割合によって掲載料を定めるものとする。

3 第1項の掲載料の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

(広告の基準)

第4 要綱第3第1項に規定する広告、基準5に規定する業種又は事業者の広告及び指定ごみ袋の販売店の広告は掲載しない。

(広告掲載の募集及び広告掲載の申込方法)

第5 広告掲載希望者の募集は、要綱第5第1項の規定に基づき、広告の規格、広告の掲載場所、選定方法その他必要な事項を明らかにして、ホームページ、広報こうふ等を利用して行う。

2 募集期間が過ぎても広告掲載の希望がない場合は、要綱第5第3項の規定に基づき、団体又は企業に個別に広告掲載を案内することができる。

3 広告掲載を希望する者は、要綱第6に定める広告掲載申込書(第1号様式)に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、募集期間内に環境部環境総室ごみ減量課に申し込みなければならない。

(広告掲載の審査及び承認)

第6 前項に規定する広告掲載の申込みがあったときは、募集期間満了後、速やかに広告審査委員会で広告掲載の可否を決定し、要綱第7第2項に定める広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告不掲載通知書(第3号様式)を申込者に通知するものとする。

2 審査は、要綱、基準及び甲府市家庭用指定ごみ袋及び指定ごみ袋用外袋への広告掲載要領(以下「要領」という。)に基づいて行うものとする。

3 広告掲載募集枠を上回る応募があった場合は、指定袋とその外袋の両方に掲載を希望するもので別表に定める優先順位が上位の者から選定し、なお広告掲載希望者が募集枠を上回っている場合は、同一優先順位内において抽選により決定するものとする。

4 市長は、広告掲載の承認をした後に、広告の内容、デザイン等が要綱、基準及び要領に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第7 広告主は、要綱第8の規定に基づき、広告掲載料を指定する期日までに、市が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第8 要綱第9の規定に基づき、既納の広告掲載料は返還しない。ただし広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消)

第9 要綱第10の各号及び次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取り消すものとする。

- (1) 広告主である企業や団体の倒産、解散等の事態が生じたとき。
- (2) 広告主が広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は承認したとき。
- (3) 広告主が広告に広告主の名称、所在地及び電話番号を掲載しないとき。
- (4) 広告主が要領第6第4項の規定による変更の要請に応じないとき。
- (5) 広告の原稿が指定期日までに提出されないとき。

(広告主の責務)

第10 要綱第11の各項に掲げるもののほか、広告主の責任により広告の掲載が適当でなくなった場合において、既に市が執行し、又は執行予定の経費があるときは、すべて広告主が負担するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

(優先順位)

- 1 国、地方公共団体、公社、独立行政法人及びこれらに類するものの広告
- 2 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に規定する公益的法人及び公益社団法人・公益財団法人・特例民法法人の広告
- 3 私企業のうち次に掲げる公共性を有する企業の広告
甲府市指定金融機関及び甲府市収納代理金融機関、郵政、電気、ガス供給、電信電話、旅客運輸、新聞、放送
- 4 市内の商店街等の連合会の広告
- 5 前記1～4に掲げるもの以外の広告